

地方自治法第九十一条第一項の規定により、度会村議員の定数を次のとおり定める。

記

附則
十六人

この条例は、次の一般選挙から施行する。
○度会村条例第三十六号

度会村立会演説会の開催に関する条例
右公布する。

昭和四十年八月一日

三重県度会村長 大野 真賀

度会村立会演説会の開催に関する条例
(この条例の趣旨)

第一条 この条例は、公職選挙法(昭和二十五年法律第二百号)以下「法」という。」

第一百六十条の二の規定に基き、度会村長選挙における立会演説会の開催について

必要な事項を定めるものとする。

(立会演説会の開催に関する条例)

第四条 前条第一項の規定による期日後立候補の届出をした者で立会演説会に加わる者とするものは、委員会の定めるところにより、その旨を申し出なければならない。

(立会演説会の開催に関する条例)

第五条 前項の申出のあった候補者については、委員会は、その者の演説をすることのできる立会演説会の日時及び会場並びに立会演説会における演説の順序を定め、前条第三項の例により、その旨を通知するとともに、告示しなければならない。

(参加申出者が二人に満たない場合)

第六条 第三条第一項及び前条第一項の規定により申出をした者が一人であるとき

(候補者が死亡又は候補者たることを辞めたため、申出をした者が一人になった場合を含む。)においては、当該立会演説会は行なわない。

第七条 (立会演説会への参加)

第三条 立会演説会に加わらうとする候補者は、委員会にその指定する期日までに

前条第一項の規定により告示された各立会演説会の開催日及び会場につき、その旨を申し出なければならない。

第二条 前項の申出のあった候補者の各立会演説会における演説の順序は、委員会がくじで決定する。この場合において、委員会はその者の演説することのできる立会演説会の日及び会場を決定する。

第三条 前項の規定により立会演説会の日時及び会場並びに立会演説会における演説の順序が決定したときは、委員会は、直ちにその旨を該候補者に通知するとともに、告示しなければならない。

(立会演説会への指定期日後の参加)

第四条 前条第一項の規定による期日後立候補の届出をした者で立会演説会に加わる者とするものは、委員会の定めるところにより、その旨を申し出なければならない。

(立会演説会の開催に関する条例)

第五条 前項の規定による期日後立候補の届出をした者で立会演説会に加わる者とするものは、委員会の定めるところにより、その旨を申し出なければならない。

(立会演説会の開催に関する条例)

第六条 この条例は、公職選挙法(昭和二十五年法律第二百号)以下「法」という。」

第一百六十条の二の規定に基き、度会村長選挙における立会演説会の開催について

必要な事項を定めるものとする。

(立会演説会の開催に関する条例)

第七条 前項の規定による期日後立候補の届出をした者で立会演説会に加わる者とするものは、委員会の定めるところにより、その旨を申し出なければならない。

(立会演説会の開催に関する条例)

第八条 この条例は、公職選挙法(昭和二十五年法律第二百号)以下「法」という。」

第一百六十条の二の規定に基き、度会村長選挙における立会演説会の開催について

必要な事項を定めるものとする。

(立会演説会の開催に関する条例)

第九条 この条例は、公職選挙法(昭和二十五年法律第二百号)以下「法」という。」

第一百六十条の二の規定に基き、度会村長選挙における立会演説会の開催について

必要な事項を定めるものとする。

(立会演説会の開催に関する条例)

第十条 この条例は、公職選挙法(昭和二十五年法律第二百号)以下「法」という。」

第一百六十条の二の規定に基き、度会村長選挙における立会演説会の開催について

必要な事項を定めるものとする。

(立会演説会の開催に関する条例)

に、立会演説会を開催すべき日時及び会場並びに演説会を行なうべき候補者の氏名及び党派別を掲示しなければならない。この場合における掲示の場所は、一會場につき十五箇所以上でなければならない。

第二条 度会村職員の旅費に関する条例(昭和三十四年度度会村条例第二十六号)の規定にかかわらず、研修生に対する旅費補助者の氏名及び党派別の掲示をしなければならない。

第三条 研修生として村長の派遣命令を受けた職員に対する旅費の支給は、次に掲げる派遣命令の条件により支給するものとする。

(立会演説会の開催を中止する場合)

第七条 法第二百条第一項の規定に該当し、投票を行なうこと必要としなかつたときは、立会演説会開催の手続は、中止する。

(天災その他避けることのできない事故)

その他の事情により立会演説会の開催が不能となつた場合においては、これに代るべき立会演説会は行なわない。

(実施規定)

第八条 この条例に規定するもののほか、立会演説会の開催について必要な事項は、委員会が定める。

(度会村議会医師誘致特別委員会条例)

第九条 この条例は、次度会村長選挙から施行する。

(度会村議会医師誘致特別委員会条例)

第十条 この条例は、次度会村長選挙から施行する。

(度会村議会医師誘致特別委員会条例)

第十一條 この条例は、次度会村長選挙から施行する。

(度会村議会医師誘致特別委員会条例)

第十二條 この条例は、次度会村長選挙から施行する。

(度会村議会医師誘致特別委員会条例)

第十三條 この条例は、次度会村長選挙から施行する。

(度会村議会医師誘致特別委員会条例)

いう。)に対する旅費の支給について必要な事項を定めることを目的とする。

第二条 度会村職員の旅費に関する条例(昭和三十四年度度会村条例第二十六号)の規定にかかわらず、研修生に対する旅費の額は、別表のとおりとする。

第三条 研修生として村長の派遣命令を受けた職員に対する旅費の支給は、次に掲げる派遣命令の条件により支給するものとする。

(立会演説会の開催を中止する場合)

第七条 法第二百条第一項の規定に該当し、投票を行なうこと必要としなかつたときは、立会演説会開催の手續は、中止する。

(天災その他避けることのできない事故)

その他の事情により立会演説会の開催が不能となつた場合においては、これに代るべき立会演説会は行なわない。

(実施規定)

第八条 この条例に規定するもののほか、立会演説会の開催について必要な事項は、委員会が定める。

(度会村議会医師誘致特別委員会条例)

第九条 この条例は、次度会村長選挙から施行する。

(度会村議会医師誘致特別委員会条例)

第十条 この条例は、次度会村長選挙から施行する。

(度会村議会医師誘致特別委員会条例)

第十一條 この条例は、次度会村長選挙から施行する。

(度会村議会医師誘致特別委員会条例)

第十二條 この条例は、次度会村長選挙から施行する。

(度会村議会医師誘致特別委員会条例)

第十三條 この条例は、次度会村長選挙から施行する。

(度会村議会医師誘致特別委員会条例)

第十四條 この条例は、次度会村長選挙から施行する。

(度会村議会医師誘致特別委員会条例)